【改訂案】

障害法学会　学会誌『障害法』公募論文投稿要領（〇〇〇〇年○月○日総会承認）

・学会誌「障害法」に論文の掲載を希望する会員は、当該号刊行年の2月末までに学会事務局長に論文投稿の意向及びタイトル案を御連絡ください。その後、同年3月末までに論文を学会事務局長宛に提出してください。なお、公正な査読を確保するため、編集委員長には送付しないようご留意ください。

・投稿論文は、未発表の学術論文であって、16,000字以内としてください。投稿にあたっては1,000字程度の要旨を付してください。

・査読の結果「掲載可」とされた論文は当該号刊行年の8月末までに完成原稿を、また「修正の上で再査読」とされた論文に関しては、同年7月末までに修正原稿を提出してください。

・学会誌「障害法」（電子ジャーナルを含む）に掲載された論文等の著作権は、日本障害法学会に帰属します。

【現行】

日本障害法学会学会誌『障害法』投稿要領　（2020年11月26日（木）総会承認）

　・学会誌「障害法」に論文の掲載を希望する会員は、当該号刊行年の2月末までに学会事務局長に論文投稿の意向及びタイトル案を御連絡ください。その後、同年3月末までに論文を学会事務局長宛に提出してください。なお、公正な査読を確保するため、編集委員長には送付しないようご留意ください。

・投稿論文は、未発表の学術論文であって、16,000字以内としてください。投稿にあたっては1,000字程度の要旨を付してください。

・「採用」された論文は当該号刊行年の8月末までに、また「補正の上採用」とされた論文に関しては、同年7月末までに完成原稿を提出してください。

・掲載が決定した投稿者は、電子ジャーナルへの掲載にも同意したものとして取り扱います。